別冊：単体ソルベンシー・マージン比率

Disclosure 2026

コファスジャパン信用保険会社の現状

コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コメルス・エクステリュール
Compagnie Française d'Assurance pour le Commerce Extérieur (COFACE)

2025年度（令和8年3月期）

coface
FOR TRADE

目　次

1．単体ソルベンシー・マージン比率 2
2．ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額 2
3．適格資本の額の構成に関する事項 3
4．所要資本の額の構成に関する事項 4
5．経済価値ベースのバランスシートに関する事項 5
6．外国証券の種類別差異調整に関する事項 8
7．保険負債の商品別差異調整に関する事項 8
8．感応度分析 9
9．単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続ならびに体制の概要 9

このディスクロージャー誌は、保険業法第 199 条において準用する同法第 111 条に基づいて作成した当社の日本における事業活動を示す資料です。

1. 単体ソルベンシー・マージン比率

（単位:百万円）

項目			2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額((B)－(C)) (A)			－	2,270	－
	Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)		－	2,293	－
		算入制限のないTier1資本調達手段の額	－	－	－
		算入制限のあるTier1資本調達手段の額	－	－	－
		資本調達手段以外のTier1適格資本の額	－	2,293	－
	Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)		－	22	－
Tier2適格資本の額((E)－(F)－(G)) (D)			－	22	－
	Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)		－	22	－
		Tier2資本調達手段の額	－	－	－
		資本調達手段以外のTier2適格資本の額	－	22	－
		Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)	－	－	－
		Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)	－	－	－
適格資本の額((A)＋(D)) ①			－	2,293	－
生命保険リスクの額 (A)			－	－	－
損害保険リスクの額 (B)			－	－	－
巨大災害リスクの額 (C)			－	1,305	－
市場リスクの額 (D)			－	65	－
信用リスクの額 (E)			－	645	－
オペレーショナル・リスクの額 (F)			－	71	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)			－	－	－
分散効果の額 (H)			－	400	－
所要資本の額(税効果考慮前) ((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G) －(H)) (I)			－	1,687	－
所要資本の税効果の額 (J)			－	291	－
所要資本の額(税効果考慮後) ((I)－(J)) ②			－	1,395	－
単体ソルベンシー・マージン比率 (①/②)			－	164.2%	－

ソルベンシー・マージン比率とは
○ソルベンシー・マージン比率は、損害保険会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どれだけの支払余力（そなえ）を持っているかを示す重要な指標です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されます。
○2026年3月期決算からは、「経済価値ベース」による新しい制度が始まり、将来に関する保険会社の見積りを反映できるような手法で健全性の評価が行われるようになりました。

損害保険会社は、自然災害や市場の急変など、発生頻度は低いものの大きな損失が生じうるリスクに備え、十分な資本を保有しておく必要があります。
そうした「通常の予測を超えるリスク」に対して、どれだけ支払余力（＝ソルベンシー・マージン）を持っているか表したものがソルベンシー・マージン比率です。
この比率が100%以上あれば、その損害保険会社は必要な備えができているため一定の健全性が確保されていると評価されますが、100%を下回った場合には、
早期是正措置により、金融庁長官によって早期に経営の健全性の回復を図るための措置がとられます。
2026年3月期決算から、この比率を資産・負債の経済価値に基づいて評価する制度が導入されました。これにより、帳簿上の数字ではなく、実際の市場価値やリスクを反映した評価が可能になりました。

$$\text{ソルベンシー・マージン比率（\%）} = \frac{\text{適格資本}}{\text{所要資本}} \times 100$$

適格資本・所要資本
適格資本とは、保険金の支払いなどに使えると認められた資本のことです。純資産や含み益、借り入れの一種である劣後債などが含まれます。
これらは、「すぐに使える」「信頼性が高い」などの観点から段階的に評価されており、最も信頼性の高いものが優先して計算に使われます。
適格資本は、リスク事象発現時に保険金支払等に利用可能な資本であり、その損失吸収能力や利用可能性に応じて2つの階層（Tier）に分類されます。
Tier1適格資本は、継続企業の前提（ゴーイングコンサーン）及び会社清算時の双方において損失吸収可能な資本要素から構成されます。
Tier2適格資本は、会社清算時のみにおいて損失吸収可能な資本要素から構成されます。
所要資本とは、将来起こりうるリスクに備えて、最低限必要とされる資本の量のことです。保険リスク、市場リスク、信用リスクなど、さまざまな要因を想定して計算されます。

2. ソルベンシー・マージン比率並びに適格資本の額及び所要資本の額

（単位:百万円）

項目	2024年度	2025年度	増減
適格資本の額 (A)	－	2,293	－
所要資本の額 (B)	－	1,395	－
ソルベンシー・マージン比率 ((A)/(B))	－	164.2%	－

3．適格資本の額の構成に関する事項

（単位:百万円）

項目				2024年度	2025年度	増減
Tier1適格資本の額((B)−(C)) (A)				−	2,270	−
	Tier1適格資本に係る基礎項目の額 (B)			−	2,293	−
		算入制限のないTier1資本調達手段の額		−	−	−
		算入制限のあるTier1資本調達手段の額		−	−	−
		資本調達手段以外のTier1適格資本の額		−	2,293	−
			剰余金等の額又は利益剰余金等の額	−	1,191	−
			資本剰余金（Tier2適格資本に算入されるものを除く）の額	−	−	−
			その他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の額	−	▲ 116	−
			その他の拠出金等の額	−	1,047	−
			経済価値ベースの調整額	−	171	−
	Tier1適格資本に係る調整項目の額 (C)			−	22	−
		無形固定資産（繰延税金負債相殺後）の額		−	−	−
		繰延税金資産の額		−	22	−
		前払年金費用又は退職給付に係る資産（繰延税金負債相殺後）の額		−	−	−
		他の金融機関等が意図的に保有しているTier1資本調達手段の額		−	−	−
		自己のTier1資本調達手段への投資の額		−	−	−
		不適格再保険資産の額		−	−	−
		処分制約のある資産のうち関連する負債と所要資本を上回る額		−	−	−
Tier2適格資本の額((E)−(F)−(G)) (D)				−	22	−
	Tier2適格資本に係る基礎項目の額 (E)			−	22	−
		Tier2資本調達手段の額		−	−	−
			算入制限のあるTier1資本調達手段の制限を超過した額	−	−	−
			払込済みTier2資本調達手段の額	−	−	−
			払込未済のTier2資本調達手段の額	−	−	−
		資本調達手段以外のTier2適格資本の額		−	22	−
			Tier2資本調達手段の額に含まれる資本調達手段を発行した結果生じた資本剰余金の額	−	−	−
			処分制約のある資産のうちTier1適格資本から控除される額	−	−	−
			Tier2バスケット（上限適用後）の額	−	22	−
		Tier2適格資本に係る調整項目の額 (F)		−	−	−
			他の金融機関等が意図的に保有しているTier2資本調達手段の額	−	−	−
			自己のTier2資本調達手段への投資の額	−	−	−
		Tier2適格資本への上限適用による控除の額 (G)		−	−	−
適格資本の額((A)＋(D))				−	2,293	−

４．所要資本の額の構成に関する事項

（単位:百万円）

項目			2024年度	2025年度	増減
生命保険リスクの額 (A)			－	－	－
	死亡リスクの額		－	－	－
	長寿リスクの額		－	－	－
	罹患及び障害リスクの額		－	－	－
	解約及び失効リスクの額		－	－	－
	経費リスクの額		－	－	－
	マネジメント・アクションの効果の額		－	－	－
損害保険リスクの額 (B)			－	－	－
	賠償責任保険類似の商品に係るリスクの額		－	－	－
	自動車保険類似の商品に係るリスクの額		－	－	－
	財物保険類似の商品に係るリスクの額		－	－	－
	その他保険に係るリスクの額		－	－	－
巨大災害リスクの額 (C)			－	1,305	－
	巨大自然災害リスクの額		－	－	－
		日本における地震に係るリスクの額	－	－	－
		日本における風水災に係るリスクの額	－	－	－
		日本における雪災に係るリスクの額	－	－	－
		外国における巨大自然災害リスクの額	－	－	－
		その他の額	－	－	－
	その他の巨大災害に係るリスクの額		－	－	－
	マネジメント・アクションの効果の額		－	－	－
市場リスクの額 (D)			－	65	－
	金利リスクの額		－	38	－
	スプレッドリスクの額		－	3	－
	株式リスクの額		－	－	－
	不動産リスクの額		－	6	－
	為替リスクの額		－	23	－
	資産集中リスクの額		－	37	－
	マネジメント・アクションの効果の額		－	－	－
信用リスクの額 (E)			－	645	－
	マネジメント・アクションの効果の額		－	－	－
オペレーショナル・リスクの額 (F)			－	71	－
マネジメント・アクションの効果の上限超過額 (G)			－	－	－
分散効果の額 (H)			－	400	－
所要資本の額（税効果考慮前）((A)＋(B)＋(C)＋(D)＋(E)＋(F)＋(G) －(H)) (I)			－	1,687	－
所要資本の税効果の額 (J)			－	291	－
所要資本の額（税効果考慮後）((I)－(J))			－	1,395	－

５．経済価値ベースのバランスシートに関する事項

（単位:百万円）

科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額
Ⅰ－総資産	4,112	747	▲ 557	4,302
投資資産	－	－	－	3,560
現金及び預貯金	855	－	－	855
コールローン	－	－	－	－
買現先勘定	－	－	－	－
債券貸借取引支払保証金	－	－	－	－
買入金銭債権	－	－	－	－
商品有価証券	－	－	－	－
金銭の信託	－	－	－	－
有価証券	2,705	－	－	2,705
国債	1,420	－	－	1,420
地方債	1,089	－	－	1,089
社債	196	－	－	196
株式	－	－	－	－
外国証券	－	－	－	－
その他の証券	－	－	－	－
貸付金	－	－	－	－
保険約款貸付	－	－	－	－
一般貸付	－	－	－	－
有形固定資産	46	－	－	46
うち投資関連	－	－	－	－
土地	－	－	－	－
建物	34	－	－	34
使用権資産	－	－	－	－
建設仮勘定	－	－	－	－
その他の有形固定資産	11	－	－	11
無形固定資産	－	－	－	－
退職給付に係る資産（前払年金費用）	－	－	－	－
繰延税金資産	88	－	▲ 66	22
再評価に係る繰延税金資産	－	－	－	－
貸倒引当金	－	－	－	－
うち投資関連	－	－	－	－
投資損失引当金	－	－	－	－
その他資産	416	186	－	602
うち投資関連	－	－	－	－
特別勘定等の資産	－	－	－	－
再保険回収額	－	561	▲ 490	70

（単位:百万円）

科目	イ 財務会計ベースの額	ロ 組替えの額	ハ 評価替えの額	ニ 経済価値ベースの額
Ⅱ－ **保険負債（保険契約準備金）**	1,174	186	▲ 728	632
資産ポートフォリオによって複製可能な保険契約	－	－	－	－
現在推計（保険契約準備金のうち、規制上の準備金に属するもの	800	－	－	615
現在推計を超えるマージン（MOCE）	－	－	－	17
規制上の準備金に属するもの（危険準備金等）	374	▲ 374	－	－
	－	－	－	－
Ⅲ - 非保険負債	1,196	180	－	1,376
その他の規制上の準備金（保険負債に含まれるものを除く）	－	－	－	－
その他の準備金	－	－	－	－
短期社債	－	－	－	－
社債	－	－	－	－
新株予約権付社債	－	－	－	－
退職給付に係る負債（退職給付引当金）	292	－	－	292
役員退職慰労引当金	－	－	－	－
その他の引当金	154	－	－	154
価格変動準備金	5	▲ 5	－	－
金融商品取引責任準備金	－	－	－	－
繰延税金負債	－	－	－	－
再評価に係る繰延税金負債	－	－	－	－
未払法人税等	71	－	－	71
その他負債	671	186	－	857
	－	－	－	－
Ⅳ - 純資産	1,741	380	－	2,293
基金等合計又は株主資本合計	1,858	380	－	2,238
基金又は資本金	1,047	－	－	1,047
うちその他拠出金等（持込資本金等）	1,047	－	－	1,047
基金申込証拠金又は新株式申込証拠金	－	－	－	－
基金償却積立金	－	－	－	－
再評価積立金	－	－	－	－
基金償却積立金減少差益	－	－	－	－
資本剰余金	－	－	－	－
剰余金又は利益剰余金	811	－	－	811
規制上の準備金	－	380	－	380
(－) 自己株式	－	－	－	－
自己株式申込証拠金	－	－	－	－
その他の包括利益累計額合計（評価・換算差額等合計）	▲ 116	－	－	▲ 116
その他有価証券評価差額金	▲ 116	－	－	▲ 116
繰延ヘッジ損益	－	－	－	－
土地再評価差額金	－	－	－	－
為替換算調整勘定	－	－	－	－
退職給付に係る調整累計額	－	－	－	－
在外子会社等に係る保険契約準備金評価差額金	－	－	－	－
株式引受権	－	－	－	－
新株予約権	－	－	－	－
非支配株主持分	－	－	－	－
その他	－	－	－	－

（注）

1. 根拠法令

経済価値ベースのバランスシートは、保険業法施行規則第143条の2第1項第4号で準用される同規則第59条の2第1項第5号ニの定めにより、令和7年金融庁告示第74号及び令和7年金融庁 告示第75号に準拠して作成しています

2. 経済価値ベースのバランスシートの作成方

① 当社における主な資産の評価方法は以下のとおりです。

Ⅰ. 資産の部に計上される金融商品等

当社の金融商品等の額は、財務会計上時価評価していますので貸借対照表計上額を記載しています。

Ⅱ. 再保険を付した保険契約の再保険回収額

再保険を付した保険契約の再保険回収額は、将来キャッシュ・フローの現在価値の確率加重平均の金額を資産の部に計上しています。なお、将来キャッシュ・フロー及び割引率の前提は当該再保険に付された保険契約の前提と整合するように用いています。

また、再保険回収額における再保険金等の回収不能想定額については格付別に設定した期待デフォルト率等を用いて計算しております。

Ⅲ. 繰延税金資産

繰延税金資産は、財務会計上の繰延税金資産の額に、経済価値評価への調整から生じる繰延税金資産の額を減算しております。

(2) 負債の評価方法
①当社において、負債の評価方法は主に以下のとおりです。
a) 経済価値ベースの保険負債 基準日に認識した保険契約に対して、ほぼ全ての保険契約の保険期間は1年以下のため未経過責任(将来の補償)は告示記載の簡便手法(※)を適用し、また支払備金(現在推計のうち既経過責任に係るもの)については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。さらに当該現在推計に内在する不確実性を考慮したマージンの額(以下、「MOCE」といいます)を上乗せして保険負 債を評価します。具体的には次のとおりです。
※令和7年金融庁告示第74号第15条
ア. 認識
当社は、基準日時点において、契約の当事者となっている全ての保険契約を、当該保険契約に伴う全ての義務が消滅するまで認識 しています。
イ. 割引率
割引率はリスクフリー・レートのイールド・カーブに当社が引き受けた保険契約の集合(「保険契約ポートフォリオ」といいます)ごとの調整後スプレッドを加算して算出しています。調整後スプレッドは、保険契約ポートフォリオを一般バケットに分類して算出しています。
ウ. MOCE
MOCEは将来の推計所要資本に資本コスト率を乗じて計算しています。

b)繰延税金負債
該当ありません。

(3) 経済価値ベースのバランスシートの作成方針の変更の内容及び理由
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

3. 経済価値ベースのバランスシートの表示方法の変更に関する事項
本年度が初年度のため、該当事項はありません。

4. 経済価値ベースのバランスシートの作成に関する会計上の見積りに関する事項
(1) 会計上の見積りに関する事項
①経済価値ベースの保険負債
a) 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額 632百万円
b) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
ア. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の算出方法 注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。
イ. 当事業年度の経済価値ベースのバランスシートに計上した金額の主要な前提及び翌事業年度の経済価値ベースのバランスシートに 与える影響
経済価値ベースの保険負債には、次の主要な前提の変動により、翌事業年度において現在推計及びMOCEが著しく変動する可能性 があります。これらの前提に関する情報は注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。
(ア) 損害率等および事業費に関する前提
損害保険契約等のうち未経過責任に係る現在推計については、未経過保険料および将来保険料を基礎とし、コンバインド・レ シオ(損害率および事業費率)および新契約費率を用いて算出しております。コンバインド・レシオのうち損害率については、直近の実績等をもとに設定しています。新契約費率および損害調査費率は、原則として直近年度の実績に基づき設定しております。損害保険契約等のうち既経過責任に係る現在推 計については、過去の保険金支払実績等に基づき、統計的手法により将来キャッシュ・フローの見積りを行っております。なお、将来キャッシュ・フローの見積りの際は、インフレーションの調整を行っています。
(イ) 割引率に関する前提
注記2.(2)負債の評価方法に記載のとおりです。
(2) 会計上の見積りの変更 本年度が初年度のため、該当事項はありません

6．外国証券の種類別差異調整に関する事項

該当なし

7．保険負債の商品別差異調整に関する事項

（単位:百万円）

項目	イ 財務会計ベースの額	ロ 再保険のクロスアップ	ハ 非経済前提の更新	ニ 経済前提の更新	ホ その他	ヘ 経済価値ベースの額（MOCEの額を除く）
保険負債	800	561	▲ 748	2	－	615
生命保険契約	－	－	－	－	－	－
損害保険契約	800	561	▲ 748	2	－	615
未経過責任に係る保険負債	501	391	▲ 753	1	－	140
財物保険類似	－	－	－	－	－	－
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	501	391	▲ 753	1	－	140
上記以外	－	－	－	－	－	－
既経過責任に係る保険負債	298	169	5	1	－	475
財物保険類似	－	－	－	－	－	－
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	298	169	5	1	－	475
上記以外	－	－	－	－	－	－
再保険回収額	－	561	▲ 491	1	－	70
生命保険契約	－	－	－	－	－	－
損害保険契約	－	561	▲ 491	1	－	70
未経過責任に係る保険負債	－	391	▲ 490	0	－	▲ 98
財物保険類似	－	－	－	－	－	－
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	391	▲ 490	0	－	▲ 98
上記以外	－	－	－	－	－	－
既経過責任に係る保険負債	－	169	▲ 1	0	－	168
財物保険類似	－	－	－	－	－	－
自動車保険類似	－	－	－	－	－	－
賠償責任保険類似	－	－	－	－	－	－
不動産ローン保証保険	－	－	－	－	－	－
信用保険	－	169	▲ 1	0	－	168
上記以外	－	－	－	－	－	－

8．感応度分析

（単位:百万円）

項目	イ 当期末の数値	ロ 円金利50ベーシス・ポイント上昇	ハ 円金利50ベーシス・ポイント下降	ニ 米ドル金利50ベーシス・ポイント上昇	ホ 米ドル金利50ベーシス・ポイント下降	ヘ 円金利UFR50ベーシス・ポイント下降	ト 株式・不動産10%下降	チ 為替10%円高
ソルベンシー・マージン比率	164.2%	−4.1%	4.4%	0.0%	0.0%	0.0%	−0.1%	−0.4%
適格資本の額	2,293	▲ 36	36	0	0	0	▲ 3	▲ 8
総資産	4,302	▲ 36	38	0	0	0	▲ 2	▲ 8
保険負債の額（MOCEを除く）	615	▲ 1	1	0	0	0	0	0
現在推計を超えるマージン（MOCE）の額	17	0	0	0	0	0	0	0
非保険負債の額	1,376	0	0	0	0	0	0	▲ 1
純資産の額	2,293	▲ 36	36	0	0	0	▲ 3	▲ 8
所要資本の額	1,395	14	▲ 14	0	0	0	0	0
生命保険リスクの額	0	0	0	0	0	0	0	0
損害保険リスクの額	0	0	0	0	0	0	0	0
巨大災害リスクの額	1,305	0	0	0	0	0	0	0
市場リスクの額	65	▲ 1	0	0	0	0	▲ 1	▲ 2
信用リスクの額	645	0	0	0	0	0	0	0
オペレーショナルリスクの額	71	0	0	0	0	0	0	0

9．単体ソルベンシー・マージン比率の算出及び検証に係る手続ならびに体制の概要

単体ソルベンシー・マージン比率の算出に関する責任部署を定めるとともに、収益部門、収益管理部門及び商品開発部門等の業務部門（以下、「業務部門」）から独立した単体ソルベンシー・マージン比率の算出全体の検証責任者および単体ソルベンシー・マージン比率の算出に用いられる保険負債の検証責任者（以下、「検証責任者」）を選任しております。
検証責任者の選任は、選任のためのルールおよびプロセスに関する社内規程等に基づいております。
検証責任者の選任に当たっては、単体ソルベンシー・マージン比率の計算に関する検証や経営陣への必要な提言を行うに足りるリスク管理または保険数理に関する十分な知識・経験を有する等の適格性、業務部門からの独立性等を勘案しております。
また、日本における代表者等へ直接報告できる権限等、検証責任者の権限・責任・独立性等についても日本における代表者の承認を得て、社内規程等に定めております。
日本における代表者は、検証責任者による検証結果について、報告を受けております。